

第5部 - 第3 障がい者福祉の充実

基本的な考え方

障がい者施策に関する法律については、平成5年に「障害者基本法」の改正が、またこれを受けて平成7年に「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」へと改正されました。これらの法律では、障がい者の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進を目的とし、基礎自治体に基盤を置いた障がい者福祉施策の推進などが示されています。

これらの法の理念に基づいて、平成12年には社会福祉事業法が社会福祉法に改正され、利用者の視点に立ったサービス提供と、地域社会における福祉の総合化が明記されました。障がい者福祉に関連しては、平成15年4月から主要な障がい者福祉サービスが、措置制度から新たな仕組みの支援費制度に移行しました。さらに、平成16年6月の障害者基本法の改正により、基本理念に差別禁止の規定が新たに盛り込まれました。また、平成18年4月より、障害者自立支援法が施行され、障がい者の自立支援やサポートを地域を基盤として推進していく方向性がより明確になりました。

市内の障がい者は増加の傾向にあり、平成19年9月には、身体障がい者の63%は65歳以上となっており、高齢者施策と連動した対策が必要となっています。相談体制の充実の観点からは、インターネット相談とホームページの活用など、さまざまな障がいに対応できるよう情報提供と相談体制の充実を図りました。また、通所授産・訓練施設、グループホーム等の整備、障がい者の自立支援センターや就労支援センターを整備しました。

また、「障害者自立支援法」の規定に基づく法定計画である「障がい福祉計画」を「障がい福祉計画検討市民会議」との協働により、平成19年3月に策定しました。この計画は「だれもが住み慣れた地域で安心して暮らしていけるまち」「だれもが地域社会の中で個性を活かしつつ社会の構成員として生活できるまち」という施策ビジョンや数値目標を入れた基本目標を達成するために、障がい福祉サービスの必要量見込と実現のための方策を明示したものです。

バリアフリーに関連する事業では、平成15年10月に策定された「バリアフリーのまちづくり基本構想」に基づき、公共施設等でのエレベーター・「だれでもトイレ」(注1)等の整備に向け、引続き指導・要請及び誘導等を行います。

地域社会の中で、障がい者が人権を尊重され、個性を生かしつつ社会の一員としてふさわしい自立した生活をおくるための条件を整えるとともに、利用者の視点に立ったサービスが適切に受けられるよう、障がい者福祉の充実に努めます。

(注1)だれでもトイレ:障がい者、オストメイト(人工肛門、人工ぼうこうを持っている人)、高齢者、妊婦、乳幼児を連れている人など、あらゆる人に使いやすく快適であることをめざし、ユニバーサルデザインの考え方を入れて作られたトイレ。

まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況(平成12年)	前期実績値(平成15年)	中期実績値(平成18年)	目標値(平成22年)
公共施設等でのエレベーター・だれでもトイレ等の設置数	トイレ65か所 エレベーター 39か所	トイレ77か所 エレベーター46 か所	トイレ91か所 エレベーター55 か所	増設

バリアフリーの代表的な例として、公共施設(市の諸施設、学校、福祉施設、病院、鉄道駅)などでのエレベーター・だれでもトイレ等の設置箇所数を示す指標です。障がい者が安心して外出できる都市基盤の整備をめざします。

施策・主な事業の体系

1 計画の策定

(1)「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進	「健康・福祉総合計画2010(改定)」の推進 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(2)「障がい福祉計画」の推進	「障がい福祉計画」の推進

2 相談体制の充実と障がい者の視点に立ったサービスシステムの確立

(1)相談機能の充実	インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実
	障がい者ケアマネジメント体制整備の検討
(2)サービス利用者への支援	権利擁護センターみたかの運営の充実 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(3)わかりやすい情報提供	わかりやすい情報提供の拡充

3 社会参加の促進

(1)社会活動参加の条件整備	文化スポーツ活動への参加の推進
	「SOHO CITY みたか構想」との連携
(2)バリアフリーのまちづくりの推進	バリアフリーのまちづくりの推進 (「第3部 - 第3 1住環境の改善」参照)
(3)心のバリアフリーの推進	心のバリアフリーの推進(「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
(4)災害時要援護者支援モデル事業の実施	災害時要援護者支援モデル事業の実施 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)

4 地域における自立生活の支援

(1)在宅福祉サービスの供給基盤の整備	ホームヘルプ(居宅介護)の充実
	ショートステイ(短期入所事業)の運営充実
	移動支援事業の実施
	日中一時支援事業の実施
(2)北野ハピネスセンター事業の充実	北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討
	発達障がい児への支援の充実
	障害者自立支援法による運営の充実
	インターネット活用による相談事業の充実
(3)就労支援の充実	就労支援ネットワークの構築
	多様な雇用・就業機会の確保
(4)障がい者就労支援事業施設等の運営体制の充実	障がい者就労支援事業施設等の運営支援
	障がい者就労支援事業施設等の新体系事業への移行支援
(5)保健・医療・福祉の連携	早期発見、早期治療、療育体制の充実
	リハビリテーション体制の充実
	発達障がい者、高次脳機能障がい者、難病患者等への支援の充実
(6)日常生活の援助・充実	高齢者・障がい者入居支援・居住継続支援事業の推進 (「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
	日常生活用具、福祉機器給付事業の充実
	緊急時安全システムの充実
(7)住宅のバリアフリーの推進	住宅のバリアフリーの推進 (「第3部 - 第3 1住環境の改善」参照)
(8)障がい者自立支援制度の適切な運営	障がい者自立支援事業の推進
	障害程度区分判定の客観性・公平性の確保
	利用者への支援(負担配慮措置など)

	事業者・事業者連絡会への支援
	障がい者地域自立支援協議会の運営
	制度改善の要請

5障がい者福祉施設の充実

(1)障がい者施設の整備	身体障がい者通所授産施設(調布基地跡地三市共同)の建設の検討
	民間障がい者施設への支援
	障がい者グループホーム等の設置の支援
	心身障がい者通所訓練施設の建替

6精神障がい者の福祉施策の充実

(1)精神障がい者ピアサポート事業の充実・拡大	精神障がい者の地域生活への移行支援
	精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進
	在宅福祉事業の充実
	精神障がい者小規模通所授産施設(8か所)及び精神障がい者共同作業所(1か所)への支援の充実
	関係機関との連携
	保健・医療・福祉の連携 (「第5部 - 第5 健康づくりの推進」参照)

7サービスの質の確保

(1)サービスの質の確保	サービスの質の確保(「第5部 - 第1 地域福祉の推進」参照)
--------------	---------------------------------

主要事業(示しています)

1 - (2) - 「障がい福祉計画」の推進

平成19年3月に策定した第1期障がい福祉計画(計画期間平成19~20年度)に基づく事業を推進するとともに、第2期障がい福祉計画(計画期間平成21~23年度)を策定します。計画の策定にあたっては、障がい当事者も含む市民、団体、機関など広い分野の委員からなる検討市民会議等を設置し、協働で検討を進めることとし、平成19年度に実施した「高齢者・障がい者実態調査」などの結果を踏まえ、ニーズの反映を図ります。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等・学識者)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
「障がい福祉計画」の推進	計画の推進	推進	推進	の策定	第2期計画	▶

2 - (1) - インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実

ICT(情報通信技術)を活用し、さまざまな障がいに対応できるような情報提供と相談体制を充実するとともに、福祉機器の支援とも関連して、障がい者の情報格差の是正に努めます。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
インターネットやコンピュータを活用した相談機能の充実(障がい者福祉の充実)	前期での開発・充実を経て、継続実施	充実	充実			→

4 - (8) - 障がい者自立支援事業の推進

障がい者が住み慣れた地域で、地域社会の構成員として自立して生活ができるよう、市民、事業者、関係団体等と協議して、障がい者自立支援事業を推進することにより、生活や活動の場の整備及び支援システムの整備を推進します。

(市・市民・関係機関・関係団体・民間・NPO等)

	計画期間(平成22年)の目標	中期達成状況(18年度末)	後 期			
			19	20	21	22
障がい者自立支援事業の推進	事業の推進とシステム等の整備	推進	推進			→

新規・拡充事業等（示しています）

2 - (1) - 障がい者ケアマネジメント体制整備の検討

障がい者本人の意向や要望を最大限尊重しながら、一人ひとりの生活に必要な福祉・保健・医療・教育・就労などの多様なサービスを総合的に提供するために、個々人のケアに関する計画を作成し実施する、障がい者ケアマネジメント体制の整備を検討します。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

4 - (2) - 北野ハピネスセンター幼児部門の移転の検討

4 - (2) - 発達障がい児への支援の充実

北野ハピネスセンターの幼児部門は、通園事業をはじめ、各種相談事業、外来療育訓練事業等を積極的に推進していますが、機能的な問題もあるので、移転の是非とその運営手法等について検討します。また、幼児部門の移転に合わせた、発達障がい児などへの早期療育の支援の拡充を検討します。

(市・市民・関係団体・NPO等)

4 - (3) - 就労支援ネットワークの構築

4 - (3) - 多様な雇用・就業機会の確保

障がい者の雇用・就労、自立を支援するために、福祉、雇用等の関係機関による就労支援に係るネットワークを構築します。障がい者自身のニーズや就労能力に応じた多様な雇用・就業機会の確保に努めます。

(市・市民・関係機関・関係団体・NPO等)

4 - (4) - 障がい者就労支援事業施設等の運営支援

平成19年3月に開設した障がい者就労支援センター「かけはし」を中心とした就労支援の取り組みを進めるとともに、障がい者授産施設や作業所で働く障がい者の工賃確保および勤労意欲の向上のため、障がい者施設のネットワークの構築を推進し、職業訓練・就労訓練等の支援事業に取り組みます。

(市・市民・関係団体・NPO等)

5 - (1) - 身体障がい者通所授産施設の建設の検討

調布基地跡地に調布市・府中市との三市共同で建設が予定されている障がい者施設のうち、三鷹市担当分である身体障がい者通所授産施設について、建設の時期や建設規模、民設民営方式などの手法等について検討を行います。

(市・都・関係他自治体)

5 - (1) - 民間障がい者施設への支援

毎年度、養護学校等を卒業し、地域での受け入れが求められる障がい者が確実に増加しています。利用可能な施設が不足するため、入所・通所あるいは住まいの場となる、民間障がい者施設建設計画への支援を行います。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

5 - (1) - 障がい者グループホーム等の設置の支援

障がい者グループホーム・ケアホーム設置支援とグループホームの家賃(施設借上費)補助を行い、障がい者の地域社会における自立生活を支援します。

(市・市民・関係団体・民間・NPO等)

6 - (1) - 精神障がい者の地域生活への移行支援

6 - (1) - 精神保健福祉相談(一般相談)事業の推進

精神障がい者関連の事務が市に移管されたことに伴い、社会的入院状態にある精神障がい者の地域生活への移行支援や、地域精神保健施策の充実に向け、関係機関との連携を進めます。また、精神障がい者や家族のニーズに対応した、精神保健福祉相談事業の推進を図ります。

(市・都・市民・関係機関・関係団体・NPO等)